

これまでの論点整理 (第1回、第2回)

1. 期待される役割

【ポイント】

- (1) 金融の専門知識を持ったプロフェッショナル
- (2) 金融機関等のコンプライアンス担当者
- (3) 金融機関や上場企業等の役員・管理職等
 - ・ 人材が足りないところを埋めるというアプローチ
 - ・ 民間企業と規制当局の間での事実上のパスポートとしての機能
 - ・ 外部の専門家ではなく内部の職員

- ・ 「金融専門人材」に期待される役割としては、これまでの議論では以下の3つの案が提起されている。
 - (1) 金融の専門知識を持ったプロフェッショナル
 - (2) 金融機関等のコンプライアンス担当者
 - (3) 金融機関や上場企業等の役員・管理職等
- ・ (1)は、我が国金融・資本市場の競争力強化のため、国際金融センターにふさわしい人材の厚みを増すという観点からは重要であるが、実際に金融のプロを育てるには経験や処遇が重要であり、資格制度は馴染まないという意見があった。
- ・ (2)は、我が国金融界において、法を実務的に解釈することのできるコンプライアンス担当者が不足していること、金融商品取引法の施行に伴う現場の混乱からも、法律と現場をつなぐ役割の重要性が認識されていること等から提案されており、また、コンプライアンス関連の知識は資格制度として馴染みやすいとの意見もあった。
- ・ その一方で、(3)のように、コンプライアンス担当者に止まらず、企業の戦略を考える管理職、マネジメントレベル、あるいは企業の経営全体を見渡して経営者に助言ができる人材を確保するための資格を作るべきとの意見があった。

- ・ 上記3つの提案以外にも、日本の金融界全体を見直し、どこに人材が足りないかということを見極めて、そこを埋めていく人材を確保するための資格にするというアプローチが考えられるとの提案があった。
- ・ 民間企業と規制当局の間での事実上のパスポートとして機能することが重要であるとの意見があった。
- ・ また、金融専門人材の位置付けは、外部の専門家か内部の職員かということについては、基本的には金融機関、上場会社、規制当局等の内部の職員として一定の職に就くための事実上の要件とされることが考えられるとの意見があった。

2. キャリアパスのイメージ

【ポイント】

- (1) 大学・大学院卒業者が資格取得、金融機関等に就職
- (2) 専門職大学院等修了者が資格取得、金融機関等に就職
- (3) 金融機関等の役職員が資格取得、昇進やキャリアアップ
- (4) 弁護士、公認会計士等が資格取得、信頼性を高める
 - ・ 「士補」、「士」の二段階にして実務経験を織り込む
 - ・ 仕事を辞めなくても取得できる資格にする必要
 - ・ キャリアパスの定着、既に活躍している人の資格取得

- ・ 以下のようなキャリアパスについての提案があった。
 - (1) 大学・大学院卒業者が在学中に資格を取得し、金融機関等に就職
 - (2) 専門職大学院等修了後に資格を取得し、金融機関等に就職
 - (3) 金融機関等の役職員が昇進やスキルアップのために資格を取得
 - (4) 金融機関等をクライアントとする弁護士、公認会計士等が、信頼性を高める観点から資格を取得
- ・ (1)は、金融分野に進む経済学部生、法学部生のモチベーションにつなげる必要があるとの観点、(2)は法律や会計についての一定の知識を習得している専門職大学院修了者にとって、一つの選択肢を与えるという観点からの提案。

これについては、資格取得の過程で現場経験が織り込まれないことに対して問題とする意見もあったが、これらの者であっても、資格取得の過程になんらかの形で実務経験を盛り込むことは可能であるとの意見、大学や大学院で資格を取得して「士補」となり、その後実務経験を積んで「士」となる、という二段階の資格とすることもあり得るという意見があった。

- ・ 我が国金融・資本市場における金融専門人材の厚みを増すという観点からは、(3)や(4)の視点も重要であるが、資格制度とする場合、仕事を辞めずに取得できる資格とする必要があるとの意見があった。
- ・ その他に、キャリアパスを定着させるための工夫が必要という意見、実際に現在の金融界で活躍する人がその資格を持っていることが、資格取得のインセンティブになるため、既に活躍している人も取得できるようにする工夫が必要との意見があった。

3. 求められる資質

【ポイント】

- (1) ビジネスに関する資質
- (2) 特定の分野における専門的な知識
- (3) どの業務にも必要なベーシックな知識
 - ・ ビジネスの資質は資格化が困難
 - ・ 収益性とコンプライアンスの微妙な接点を見出せる人材が必要
 - ・ 意思疎通のスキル(言語)、 数字、 ルール(規範)の3点のレベルアップが重要

- ・ 求められる資質の範囲については、以下のような意見があった。
 - (1) ビジネスに関する資質
 - (2) 特定の分野における専門的な知識
 - (3) どの業務にも必要なベーシックな知識
- ・ (1)については、例えば投資銀行家であれば、 数字、 英語、 チャレンジ性質が必要であり、特に については、動的に動いていく世界でいかに収益機会を見出すかということが重要で、これは素養があればうまくいくものではなく、資格として求めるのは困難ではないかとの指摘があった。実務経験を何らかの形で資格要件に盛り込むことで、ビジネスに関する資質も反映させることはできるのではという意見もあったが、(2)や(3)のように、資格制度で求める資質は知識の取得が馴染む分野にすべきという意見もあった。
- ・ (2)は、主としてコンプライアンスに特化した知識を求めるのが適当との意見である。我が国で不足している人材は、現場の収益性とコンプライアンスの微妙な接点をうまく見出せる人材であり、そのためには制度的制約に関する深い知識が必要との意

見があった。また、コンプライアンスの知識は資格制度に馴染むという意見もあった。

- 一方、(3)は金融に関する知識全般を求めるのが適当との意見である。日本の金融機関には、自分の専門分野以外にも知識があり幅広い目配せができる人材、全体を見渡して経営者に助言ができる人材、弁護士ほど深くないが一般社員よりは深い知識を有する人材が不足しており、そこを埋めるような人材を育てる手段として資格制度を活用しても良いのでは、という意見があった。

求められる資質の内容については、法学的思考と経済学的思考のバランスが取れることが重要であるとの指摘、意思疎通のスキル(言語)、数字、ルール(規範)といった3点について、日本人のレベルをグローバルなレベルに引き上げられるような制度設計が重要であるとの指摘があった。

- 求められる資質の具体例として、以下のような案が出された。特に英語については、金融業においては必須のものとして位置付けるべきとの意見が多かった。

(例)

法律(会社法、金融商品取引法等)

財務会計(会計基準)

ファイナンス(コーポレート・ファイナンス、金融工学等)

経営学

統計学

金融論、経済理論

コンプライアンス・職業倫理

英語

4. 資格要件

【ポイント】

(1) 試験制

(2) 単位取得制

- ・ 法科大学院、会計大学院、MBA等との連携

- 資格要件については、以下のような提案があった。

(1) 試験制

(2) 単位取得制

- ・ (1)については、試験一本に特化するよりも学ぶプロセスが重要ではないか、という指摘があった。また、資格試験を実施するには大きなコストがかかるが、国全体としてペイするかを検討すべきとの指摘があった。
- ・ (2)については、学ぶ過程において金融機関等や規制当局の職員が働きながら共に学び、ネットワークを構築するプロセスをどう織り込むかという論点、大学毎のレベルの違いをどうするかという論点が提起された。
- ・ いずれにしても、法科大学院、会計大学院、MBA等との連携が非常に重要であるとの指摘があった。

5. 実務経験、継続教育

【ポイント】

- ・ 実務経験の重要性
- ・ 学ぶプロセスにも実務が反映される工夫が必要
- ・ 継続教育が必要

- ・ 金融専門人材の資格とするならば、実務経験が重要であり、資格要件の中に盛り込むべきとの指摘があった。学ぶプロセスにおいても、現場の実務が反映されるような工夫が必要であるとの指摘があった。
- ・ また、ルールに関する知識はすぐに陳腐化してしまうため、資格取得後、資格維持のための講座受講を求めるなど、継続教育のための枠組みが必要であるとの指摘があった。

6. 資格のグローバル化

【ポイント】

- ・ 米国・香港・中国の証券会社役員等は試験による資格制
- ・ 米国国法銀行、英国金融機関の管理職は Fit and Proper テスト
- ・ これまで以上に、国内外の金融専門人材の交流を促すことが必要

- ・ 米国における投資銀行業務、証券業務の管理監督者(Principal)、香港・中国の証券会社の役員には、自主規制機関等の実施する試験合格による資格取得が求められている。

- ・ 米国の国法銀行、英国の金融機関の管理職には、特定の資格要件はなく、Fit and Proper とし知識・経験等を考慮している。
- ・ 日本国内における金融専門人材の確保のみならず、これまで以上に、国内外の金融専門人材の交流を促すことが必要。そうした観点から、金融専門人材を国籍を問わず広く世界から確保するための工夫が必要。

今後の具体的論点

1. 資格の位置付け

(1) 資格の種類

- ・ 国家資格(弁護士、公認会計士、気象予報士、保育士等)
- ・ 公的資格(ビル経営管理士、日商簿記一級等)
- ・ 民間資格(FP、KINZAI金融業務検定等)
- ・ その他 : 資格試験か能力検定か

(2) 資格に係る規制等

- ・ 業務独占(医師、看護師、弁護士、公認会計士等)
- ・ 設置義務(宅建、アクチュアリー等)
- ・ 名称独占(保育士、不動産鑑定士等)
- ・ その他(何らかの優遇措置)

2. 求められる資質とその水準、資格者数

(1) 求められる資質

- ・ 「法律」や「会計」などの専門ごとに資格を分けるか
- ・ ベーシックな知識としてどのようなものを求めるか

(2) 求められる水準

- ・ 金融実務経験を有する専門家(弁護士・会計士)レベル
- ・ 資格試験(司法試験や公認会計士試験)合格者レベル
- ・ 大学院(法科大学院・会計大学院)修了者レベル
- ・ ハイレベルのみにするか、いくつか異なるレベルを設けるか

(3) 求められる資格者数

3. 選考主体と選考方法、及び継続的教育の実施

(1) 選考主体

- ・ 国又は国が指定する機関
- ・ 自主規制機関
- ・ その他

(2) 選考方法

- ・ 試験制

- ・ 単位取得制
- ・ 実務経験を考慮するか
- ・ その他(科目合格を認めるか等)

(3) 継続的教育

4. 他の資格等との関係

- ・ 単独での法律事務(訴訟代理等)や監査証明業務
- ・ 弁護士資格・公認会計士資格との関係
- ・ 法科大学院・会計大学院修了との関係
- ・ FP、証券アナリスト、証券外務員等との関係

5. 官民の共通認識の促進や官民交流に向けて

- ・ 官民人事交流の事実上のパスポートとしての役割

6. 資格のグローバル化

- ・ 海外資格との相互承認
- ・ 一定の優遇措置

7. 海外からの人材の確保

- ・ 金融専門人材を、国籍を問わず広く世界から確保するための工夫
- ・ 資格取得者である外国人が我が国において本国と同等の生活環境を維持するための工夫

以上